

消費税増税前の買いだめはおトク！？

目前に迫っている消費税増税、経営者の方々はご自身の会社の売上に与える影響がどうなるのか、気が気ではないはずです。駆け込み消費で売上が上がれば良いが、増税後の落ち込みがどれほどなのか。今月はその「駆け込み消費」についてです。

I 増税前の駆け込みはおトクなのか

会社で日々使う消耗品や売れ筋の商品在庫などを増税前にたくさん買っておけば、支払う消費税は8%なので、安く買いだめできるのでお得なのでは？さて、この考え方は正しいでしょうか？

結論から言うと、「**おトクなのは個人の消費者で、納税をする法人は得も損もない**」です。仮に売上と仕入しかない会社を想定して増税の前後に購入し、10%で売る場合を考えると以下の通りです。

	売上	(預)消費税	仕入	(払)消費税	支払総額	納税((預)-(払))
増税前仕入8%	100,000	10,000	50,000	4,000	54,000	6,000
増税後仕入10%	100,000	10,000	50,000	5,000	55,000	5,000

上記のように**支払総額+消費税納税はいずれも60,000円**となり、増税前に買えば、消費税の納税が増え、増税後に買えば、消費税の納税が減るだけです。これが**消費税は「預かり金」**という仕組みです。

II 消費税の控除は法人税とタイミングが異なります

消費税は「課税仕入れのとき」に消費税の控除が可能です。「課税仕入れのとき」とは、簡単にいえば納品や購入の時点です。つまり、店頭で購入するなら購入時、業者に発注するなら納品時・受取時となり、その**購入・納品の時点で消費税の控除が可能です**。

法人税は「事業の用に供したとき」とされており、日々使う消耗品を買いだめしてパッケージを開封せずに会社に置いておくと損金(経費)になりません。**消費税は控除するが、経費としては計上しない状態です**。**売れていない在庫は「商品」**ですが、**使用していない備品は「貯蔵品」として**処理することになります。

III おトクになる会社もあります

ただし、Iの計算は消費税の納税事業者であり、原則課税の場合です。以下の事業者の場合には消費税の計算の方法が異なり、増税前の購入がおトクになります。

- ・消費税の免税事業者(前々事業年度の年商が1,000万円未満)
- ・簡易課税事業者(前々事業年度の年商が5,000万円未満、かつ届出書の提出)

・免税事業者の場合

	売上	(預)消費税	仕入	(払)消費税	支払総額	納税((預)-(払))
免税仕入8%	100,000	10,000	50,000	4,000	54,000	0
免税仕入10%	100,000	10,000	50,000	5,000	55,000	0

免税事業者は、消費税の納税が発生しないので、支払総額の減少分おトクです。

・簡易課税事業者の場合

	売上	(預)消費税	仕入	(払)消費税	支払総額	(預)×50%
簡易仕入8%	100,000	10,000	50,000	4,000	54,000	5,000
簡易仕入10%	100,000	10,000	50,000	5,000	55,000	5,000

簡易課税は売上に係る消費税から納税額を計算(上記は五種事業・仕入率50%)しますので、**実際の消費税の支払いが納税額に影響しないため、8%のうちに購入すると支払額が減ります**。

